

自然災害に係る
被災者支援制度の概要

京都府亀岡市
総務部自治防災課

この支援制度の概要は、自然災害が発生した場合に一日も早い復興を成し遂げていただくため、各種支援制度を「一般災害」と「大規模災害」（「災害救助法」の適用や「被災者生活再建支援制度」が対象となる自然災害の場合）に区分して取りまとめたものです。

支援制度の詳細な内容や申請方法等は一覧表に記載した担当窓口にお問い合わせください。

【参 考】

◆ 自然災害とは

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害です。

◆ 災害救助法の適用とは

人口が5万人を超え、10万人以下の亀岡市の場合、次のいずれかに該当する場合等に災害救助法が適用されます。

- ・ 家屋の全壊、全焼、流出等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が80世帯以上に達した場合。
- ・ 被害が相当広範な地域にわたり、かつ京都府内の滅失世帯の数が2,000世帯以上に達する場合は、亀岡市の滅失世帯数が40世帯以上に達する場合。

※ 滅失世帯数の算定は全壊（全焼）が住家1世帯で滅失住家1世帯とし、半壊（半焼）が住家2世帯で滅失1世帯、床上浸水、土砂の堆積によって一時的に居住できなくなった住家3世帯で滅失1世帯と算定されます。（床下浸水、一部損壊は滅失世帯数に換算されません。）

◆ 被災者生活再建支援制度とは

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた方が経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な場合、都道府県が相互扶助の観点から、拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する制度です。

※ 災害救助法が適用された市町村、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村、100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県等が被災者生活再建支援制度の対象となります。

1. 一般災害

「災害救助法」の適用や「被災者生活再建支援制度」が対象とならない、小規模な自然災害の場合

① り災証明書等の発行

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
り災証明書の交付	り災された方 (申請には印鑑が必要です。)	自治防災課 TEL25-5097	住家の被災の度合を証明する書類です。 発行に際して事前に家屋被害調査を実施します。
被災届出受理証の交付	り災された方 (申請には印鑑が必要です。)	自治防災課 TEL25-5097	家屋以外の倉庫、自動車や家財等の動産の被害や、瓦が数枚ずれたなどの被害度合が軽微な破損に対して発行します。

② 応急措置

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
災害救援物資の支給	被災により毛布、日用品などの必要な方	地域福祉課 TEL25-5029	日本赤十字社京都府支部 亀岡地区の事業
災害ごみの臨時収集	被災により発生したごみ対象	資源循環推進課 TEL55-5305	被災状況により実施内容を検討します。
市営住宅の提供	居住家屋が全壊、半壊 又は一部損壊した世帯	建築住宅課 TEL25-5048	入居期間の限度は6カ月間です。

③ 見舞金等の支給

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
災害見舞金の支給	災害により、住家が全壊、半壊、床上浸水した場合	地域福祉課 TEL25-5029	亀岡市災害見舞金等支給要綱
災害弔慰金の支給	災害により、死亡された場合	地域福祉課 TEL25-5029	亀岡市災害見舞金等支給要綱

④ 税金の減免等

国税の特別措置については園部税務署 (TEL0771-62-0340) にお問い合わせください。

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
市府民税の減免	災害による損害金額が被災住宅などの価格の10分の3以上で前年の合計所得金額が1,000万円以下	税務課 TEL25-5012	亀岡市税条例第51条 亀岡市税条例施行規則第24条
固定資産税・都市計画税の減免	災害により土地や建物に著しい被害を受けた方(土地の面積の10分の2以上、家屋の価格の10分の2以上)	税務課 TEL25-5013	亀岡市税条例第68条 亀岡市税条例施行規則第29条
国民健康保険料等の減免	災害等により重大な損害を受けた方	保険医療課 TEL25-5025	亀岡市国民健康保険条例第25条、第25条の2 亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱 亀岡市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱

<p>後期高齢者医療保険料等の減免及び徴収猶予</p>	<p>災害等により著しい損害を受けた方</p>	<p>保険医療課 TEL25-5026</p>	<p>京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 17 条、第 18 条</p> <p>京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱</p> <p>京都府後期高齢者医療広域連合一部負担金の減免及び徴収猶予に関する要綱</p>
<p>保育料の減額</p>	<p>被災により保育料の納付が困難と認められる方</p>	<p>保育課 TEL25-5028</p>	<p>亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則第 6 条</p>
<p>放課後児童会負担金の減免</p>	<p>放課後児童会を利用する児童の保護者で、被災により負担金の納付が困難と認められる方</p>	<p>社会教育課 TEL25-5199</p>	<p>亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例第 8 条</p> <p>亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則第 7 条</p>
<p>介護保険料の減免及び徴収猶予</p>	<p>災害により住宅・家財に著しい損害を受けた方</p>	<p>高齢福祉課 TEL25-5182</p>	<p>亀岡市介護保険条例第 9 条、第 10 条</p> <p>亀岡市介護保険条例施行規則第 28 条、第 29 条</p>

<p>亀岡市立病院の使用料及び手数料の減免</p>	<p>①風水害、その他の災害により使用料等の支払いが著しく困難と認められる方 ②公共団体、社会事業団体等の要請により派遣した救護班から応急医療措置を受けられた方</p>	<p>病院総務課 Tel29-2621</p>	<p>①については、市町村長又は民生委員、②については、要請した団体の長の証明書類を添付のうえ、所定の申請書を提出し、管理者が認めた方に適用します。</p> <p>亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例及び同規程</p>
---------------------------	--	-----------------------------	--

⑤ 住宅修繕等支援事業補助金

<p>制度の概要</p>	<p>適用条件</p>	<p>問い合わせ先</p>	<p>備考</p>
<p>自然災害により被害を受けた住宅修繕等支援事業補助</p>	<p>市内において一定規模の被害が発生した自然災害で次の要件を満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住している市内の住宅が全壊・大規模半壊・半壊・一部破損又は床上浸水の被害を受けた方。 <p>（亀岡市が行う被害認定調査を受け、「全壊・大規模半壊、半壊、一部破損又は床上浸水」の被害認定を受けた世帯が対象。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した住宅に代わる住宅を市内で建替えし、購入し、若しくは賃借し、又は被災した住宅の補修を行って引き続き市内に居住しようとする方。 	<p>自治防災課 Tel25-5097</p>	<p>《補助対象経費》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅修繕経費 （被災した住宅を再建する経費「建替、購入、補修、賃借、流入した土砂の撤去」）や解体経費） <p>※市外に転居する場合は対象となりません。 ※賃借経費は、全壊、大規模半壊、半壊の場合のみ対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅修繕関連経費 （災害で壊れた家具や家電の購入、ハウスクリーニングに係る経費） <p>《補助額》</p> <p>補助対象経費の3分の1。ただし、計算の結果が10万円未満の場合は、補助対象経費の全額を補助します。</p>

	<p>(賃借住宅は、業務用資産として所有者が修繕を行う場合は対象となりませんが、賃借人が所有者の同意書を添付して自ら発注・支払いをして修繕する場合は対象となります。)</p>		<p>※補助額は、千円単位とし端数を切捨てます。</p> <p>≪補助限度額≫ 全壊：100万円 半壊（大規模半壊）：50万円 一部破損及び床上浸水：10万円</p> <p>※この金額は、住宅修繕関連経費を含む上限額とします。</p> <p>※住宅修繕関連経費は被害程度に関わらず5万円を上限とします。</p> <p>亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付要綱</p>
--	---	--	--

⑥ 貸付関係

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
くらしの資金貸付	災害によりくらしが成り立たなくなると認められる方	地域福祉課 TEL25-5029	申請期間限定 (7月・12月) 貸付限度額5万円 償還期間1年以内
生活福祉資金貸付制度	災害を受けたことによる臨時的経費が必要となる低所得者や高齢者・障害者世帯の方	亀岡市社会福祉協議会 TEL23-6711	※災害の程度により適用されない場合があります。
災害援護資金の貸付	<u>京都府下の市町村のいずれかに災害救助法が適用された場合のみ</u> 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主 ・世帯主が災害により負傷し、その療養に概ね1月を要する場合 ・家財の3分の1以上の損害を受けた場合 ・住居が半壊又は全壊・流出した場合	地域福祉課 TEL25-5029	貸付利率 保証人有 無利子 // 無 1.5% 据置期間 3年以内 償還期間 10年以内 貸付限度額 150～350万円 ※所得制限があります。 亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例

⑦ その他の支援

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
災害時ごみ処理手数料の減免	災害により生じた廃棄物	資源循環推進課 TEL55-5305	り災等証明の内容により 適当と認めた場合に適用 します。
災害時し尿くみとり手数料の減免	災害により雨水が流れ込んだ便槽	資源循環推進課 TEL24-9600	り災等証明の内容により 適当と認めた場合に適用 します。
上下水道料金の減免	災害に起因する漏水または使用水量の増加	亀岡市上下水道お客様センター TEL23-9311	り災等証明の内容により 管理者が適当と認めた場合に適用 します
国民年金保険料の免除	被保険者の所有する住宅、家財、その他の財産につき、被害金額が財産価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき	市民課 TEL25-5020	所得状況により免除が認められない場合があります。 保険料が免除された期間については、将来受け取る年金額から減額されます。
亀岡市立病院の使用料及び手数料の減免	①風水害、火災その他の災害により使用料等の支払いが著しく困難と認められる方 ②公共団体、社会事業団体等の要請により派遣した救護班から応急医療措置を受けられた方	病院総務課 TEL29-2621	①については市町村長又は民生委員、②については要請した団体の長の証明書類を添付のうえ、所定の申請書を提出し、管理者が認めた方に適用します。 亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例及び同規程

2. 大規模災害

(「災害救助法」の適用や「被災者生活再建支援制度」が対象となる自然災害の場合)

① 被災証明書等の発行については、一般災害と同じ取扱いとなります。

② 弔慰金等の支給（災害救助法適用の場合）

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
災害弔慰金の支給	災害により、死亡された場合	地域福祉課 TEL25-5029	亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
災害傷害見舞金の支給	災害により負傷し、一定の障害が残った方	地域福祉課 TEL25-5029	亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例

③ 税金の減免等については、一般災害と同じ取扱いとなります。

④ 支援金の支給（被災者生活再建支援制度が対象の場合）

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
被災者生活再建支援金の支給	<p>●基礎支援金 (住宅の被害程度に応じて支給) 支給対象： (ア)住宅が全壊した場合 (イ)住宅が半壊し、やむを得ず解体した世帯 (ウ)災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (エ)住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊）</p> <p>●加算支援金 (住宅の再建方法に応じて支給します。) (ア)建設・購入 (イ)補修 (ウ)賃借 (公営住宅以外)</p>	自治防災課 TEL25-5097	<p>基礎支援金支給額 (ア) 100 万円 (イ) 100 万円 (ウ) 100 万円 (エ) 50 万円 ※申請期間 災害発生から 13 月以内</p> <p>加算支援金支給額 (ア) 200 万円 (イ) 100 万円 (ウ) 50 万円 ※申請期間 災害発生から 37 月以内</p> <p>※支給額は基礎支援金と加算支援金の合計額</p> <p>被災者生活再建支援法</p>

⑤ その他の支援

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
教科書等の無償給与	災害により学用品を失った児童・生徒	学校教育課 TEL25-6786	(災害救助法が適用された場合)
小中学生の就学援助措置	災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者	学校教育課 TEL25-5053	亀岡市就学援助規則に準じます。
火葬の実施	遺族で遺体の埋葬等が困難な場合又は死亡した方の遺族がおられない場合。	火葬場整備推進課 TEL25-5015	(災害救助法が適用された場合)
居住施設の確保	応急仮設住宅の建設	建築住宅課 TEL25-5048	(災害救助法が適用された場合)

※ 大規模災害(「災害救助法」の適用や「被災者生活再建支援制度」が対象となる自然災害)に対する支援策については、この他にも融資制度や中小企業・自営業への支援などが多数ありますが、特に必要と考えられる支援策のみを抜粋しています。詳しくは、内閣府発行の「被災者支援に関する各種制度の概要」をご覧ください。

【参 考】住家の被害の程度と住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

【内閣府：災害に係る住家の被害認定基準運用指針（抜粋）】

※ 全壊、半壊：被害認定基準による。

※ 大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。